

保税蔵置場許可の承継の承認について
(関税法第56条第3項扱い)

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年9月18日

大阪税関長 清水 雄 策

記

- 承継を受けた者の名称及び住所
ウェルネオシュガー株式会社
東京都中央区日本橋小網町14番1号
- 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地
日新製糖株式会社 今福工場
大阪府大阪市城東区今福西6丁目8番19号
- 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
日新製糖株式会社
東京都中央区日本橋小網町14番1号
- 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
ウェルネオシュガー株式会社 関西工場
大阪府大阪市城東区今福西6丁目8番19号
- 承継された許可期間
自 令和 6年10月 1日
至 令和12年 1月31日